

金銭消費貸借契約約款

(ローンファンド)

第1条 (適用範囲)

- 1 本約款は、借入人と SmartLend 株式会社（以下「貸付人」といいます。）との間における金銭消費貸借契約に関する取り決めに記載するものです。本約款における借入人は、複数存在するものとし、本約款に従って、貸付人との間で、それぞれ金銭消費貸借契約（以下「本貸付契約」といい、本貸付契約に基づく貸付けを「本貸付け」といいます。）を締結します。
- 2 貸付人と借入人及び保証人（第2条に定義されます。）が本貸付契約について貸付人と保証人が保証契約を締結することを合意した場合、保証人は、本約款に従って、貸付人との間で、保証契約（以下「本保証契約」といいます。）を締結するものとし、
- 3 貸付人と借入人が本貸付契約について借入人が貸付人に対し担保を差し入れることを合意した場合、借入人は、貸付人に対し、本貸付契約に基づく借入人の貸付人に対する債務（以下「本件債務」といいます。）を担保するために、貸付人の指定する内容の担保を差し入れるものとし、
- 4 借入人及び保証人は、本貸付契約及び本保証契約（以下、両者をあわせて「本契約」といいます。）に関し、本約款のほか、貸付人が定める規則に従うものとし、

第2条 (定義)

本約款において、次の各号に定める用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。

- (1) 「営業時間」とは、午前9時から午後3時までをいいます。
- (2) 「営業日」とは、銀行法(昭和56年法律第59号)に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。
- (3) 「借入人等」とは、借入人及び保証人を個別に又は総称していいます。
- (4) 「匿名組合員」とは、貸付人に対し、本貸付契約に関する匿名組合出資を行う者又は匿名組合契約の申込みを行う者をいいます。
- (5) 「募集手続」とは、貸付人による本貸付契約に基づく貸付けを対象の営業とする匿名組合契約に係る出資者の決定のため、maneo マーケットが提供する電子取引システムを通じて行う募集手続をいいます。
- (6) 「保証人」とは、貸付人に対し、本保証契約に係る契約書において、本件債務を連帯して保証する旨約した者（ただし、保証会社は除きます。）をいいます。
- (7) 「本匿名組合契約」とは、貸付人と匿名組合員との間で締結された匿名組合契約をいいます。
- (8) 「本匿名組合契約出資持分」とは、本匿名組合契約に基づき匿名組合員が取得する

契約上の地位及び権利義務をいいます。

- (9) 「maneo マーケット」とは、貸付人から、本匿名組合契約出資持分の募集の委託を受けた maneo マーケット株式会社をいいます。
- (10) 「maneo マーケットホームページ」とは、maneo マーケットが、インターネット上において、本匿名組合契約出資持分の勧誘等を行うために開設するページをいいます。

第3条（本金銭消費貸借契約の申込み及び成立）

- 1 貸付人は、借入人から借入れの申込みがなされた場合には、貸付人が加盟する信用情報機関に対する借入人の信用情報照会その他予め貸付人が定める内規に従い審査を行い、貸付人が適当と判断する申込みについて、maneo マーケットに本匿名組合契約出資持分の募集の取扱いを委託するものとし、maneo マーケットはこれに基づき本匿名組合契約出資持分の募集手続に付するものとします。
- 2 前項記載の手続において貸付人と借入人が別途合意する条件が成就した場合、貸付人は、金銭消費貸借契約書及び必要書面をあわせて、借入人に電磁的に送付し、借入人及び保証人は、同契約書等に署名、押印の上、必要部数を貸付人に送付するものとします。
- 3 貸付人は、借入人から署名・押印された金銭消費貸借契約証書その他貸付人所定の書面を受領し、かつ担保設定を受ける場合には担保設定を受けるのと引換えに、借入人に対して貸付金を交付する方法により貸し付けるものとします。

第4条（利息）

借入人は、貸付人に対し、貸付人及び借入人の合意する借入利率により、貸付金に対する利息を支払うものとします。

第5条（遅延損害金）

借入人の本件債務につき期限を経過した場合又は期限の利益を喪失した場合、当該期限又は期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、弁済すべき当該金額につき、年20.00%以下（1年365日の日割計算。ただし、うるう年については1年366日の日割り計算）の割合による遅延損害金が発生するものとし、借入人は、貸付人に対し、当該遅延損害金を、直ちに支払うものとします。

第6条（返済方法）

- 1 借入人は、貸付人が作成する返済予定表に基づく元利金の返済金を、別途貸付人が指定する方法により支払うことにより、元利金の支払を行うものとします。なお、返済日は貸付人の口座に入金された日（営業時間内に限ります。）とし、返済にかかる費用は借入人の負担とします。

- 2 借入人の本件債務につき期限を経過した場合、借入人の当該遅滞分の返済は、別途貸付人が指定する方法によりなされるものとし、当該期日以外の返済については第 8 条の規定を準用します。
- 3 借入人の本件債務につき期限を徒過した場合、借入人の返済金は、まず元利金部分の弁済に充てられ、元利金部分を完済後は、遅延損害金部分の支払に充てられるものとします。

第7条（期限の利益喪失事由）

- 1 以下のいずれかの事由が発生した場合、借入人は、当然に、期限の利益を喪失するものとし、本件債務の全額を直ちに弁済するものとします。
 - (1) 借入人が、本貸付契約の元利金の支払債務の全部又は一部の履行を、約定返済日に遅滞した場合
 - (2) 借入人等につき、支払の停止、借入人等が振り出し、若しくは引き受けた手形の不渡り、手形交換所の取引停止処分、租税公課を滞納したことによる督促手続又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特定調停若しくはこれらに類似する倒産処理手続（将来制定されるものを含みます。）の開始の申立てがあった場合、又は借入人が支払不能に陥った場合
 - (3) 借入人等につき仮差押、保全差押、仮処分、滞納処分、差押え、競売手続の開始又は公売手続の開始があった場合
 - (4) 借入人と貸付人との契約（本契約を除きます。）に基づく借入人の貸付人に対する債務につき期限の利益を喪失した場合
 - (5) その他債権保全を必要とする重大な事由が生じたと貸付人が合理的に判断した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、借入人等と貸付人の間で本貸付けにつき公正証書を作成する場合は、当該公正証書における期限の利益の喪失規定を適用するものとします。

第8条（期限前弁済）

借入人は、貸付人の事前の書面による承諾を得た場合に限り期限前弁済ができるものとします。借入人が期限前弁済を行う場合には、貸付人は、かかる期限前弁済分について直近の期限前弁済予定日の前日までの利息の金額を借入人に通知し、借入人は残元金及び当該利息を一括して貸付人に支払うことにより、期限前弁済をすることができるものとします。なお、かかる貸付人の事前の書面による承諾を得ることなく期限前に弁済がなされた場合には、返済日に入金があったものとして、直近の返済日における返済から順次充当するものとします。

第9条（借入人の承諾事項）

借入人は、貸付人に対し、下記の事項を承諾するものとします。

- (1) maneo マーケットホームページ上に、借入人が特定されない表示方法により、借入人の申込条件、過去の借入履歴、返済実績、金利及び履行遅滞の回数、貸付人の審査結果等を表示すること

第10条（借入人の誓約事項）

借入人は、本貸付契約に基づく借入人の貸付人に対する債務全額が弁済されるまで、貸付人に対し、以下の事項を誓約するものとします。

- (1) 借入人が次の各号の一に該当する場合には、借入人は、貸付人に対し、書面により通知するものとします。
 - ① 吸収合併、会社分割、重要と認められる事業譲渡、株式交換、株式移転、会社組織変更等会社の基礎に法的変更が行われたとき
 - ② 事業内容に重要な変更があったとき
 - ③ 重要な財産を処分したとき
 - ④ 株主構成（犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める実質的支配者を含みます。）に変更が生じたとき
 - ⑤ 前各号のほか、別途貸主が借主に報告を指示した事項
- (2) 貸付人は、借入金の資金用途並びに借主の財産及び営業の状態について調査を行うことができるものとし、貸付人が自ら又は貸付人の指定する者をして調査を要求したときは、借入人はこれに異議なく協力するものとします。
- (3) 借入人は、貸付人に交付した資料に誤りが存することが判明した場合には、速やかに書面にて報告するものとします。
- (4) 借入人が担保に差し入れた担保物（当該担保物の担保となっている権利についても同様とします。）について、その価値に影響を及ぼすような変動があった場合には、借入人は、貸付人に対し、速やかに書面にて報告するものとします。

第11条（信用情報の取扱に関する同意）

借入人等は、契約の締結に当たり次のとおり同意するものとします。

- (1) 【法人情報等の信用情報機関への提供】

貸付人は、本契約に基づく法人貸付情報及び連帯保証人に係る個人情報（法人を特定するための情報（法人名、代表者名、所在地、電話番号等）、連帯保証人に係る本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等）及び取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立て、債権譲渡等））を貸付人が加盟する信用情報機関（以下「加盟先機関」という。）に提供すること。

(2) 【法人情報等の登録】

加盟先機関の登録期間は、当該法人貸付情報及び連帯保証人に係る当該個人情報のうち、法人又は連帯保証人本人を特定するための情報については契約内容、返済状況又は取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間、契約内容に関する情報、返済状況に関する情報、取引事実に関する情報は契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）とすること。

(3) 【法人情報等の他会員への提供】

加盟先機関は、当該法人貸付情報及び連帯保証人に係る当該個人情報を、加盟会員及び提携する信用情報機関（以下、「提携先機関」という。）の加盟会員に提供すること。

加盟先機関及び提携先機関の加盟会員は、当該情報を、返済又は支払能力を調査する目的のみに使用すること。

(4) 【法人情報等の使用】

貸付人は、加盟先機関及び提携先機関に契約者に係る法人貸付情報及び連帯保証人の個人情報が登録されている場合には、本契約継続中において、当該情報の提供を受け、返済又は支払能力を調査する目的のみに使用すること。

(5) 【開示手続】

借入人等の加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立ては、加盟先機関の定める手続及び方法によって行うこと。

(6) 【貸付人が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関】

貸付人が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関は次のとおりであること。

（貸付人が加盟する信用情報機関）

株式会社日本信用情報機構 TEL 0570-055-955 <https://www.jicc.co.jp/>

（貸付人が加盟する信用情報機関が提携する信用情報機関）

全国銀行個人信用情報センター

TEL 03-3214-5020 (<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>)

株式会社シー・アイ・シー TEL 0120-810-414 (<https://www.cic.co.jp/>)

第12条（個人情報ないし法人情報の利用目的について）

借入人及び保証人は、貸付人が、借入人及び保証人の個人情報ないし法人情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用することに同意するものとします。

(1) 返済能力の調査のため

(2) 貸付人の与信並びに与信後の権利の保存、管理、変更及び権利行使のため

- (3) 借入人及び保証人の本籍地に関する情報については、借入人及び保証人の確認及び所在確認のため
- (4) 貸付人の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分及び担保差入その他の取引のため
- (5) 貸付人の与信にかかる商品及びサービスのご案内のため
- (6) 貸付人内部における市場調査及び分析並びに金融商品及びサービスの研究及び開発のため

第13条（債権回収の委託）

借入人は、本貸付契約に定める期限の利益喪失事由が生じた場合、その他貸付人が合理的に必要と認める場合には、貸付人が借入人に対する貸付債権につき債権管理回収業者、弁護士その他の第三者にその回収を委託する場合があることを、予め承諾するものとします。

第14条（債権譲渡等）

- 1 借入人は、本貸付契約に定める期限の利益喪失事由が生じた場合、その他貸付人が合理的に必要と認める場合には、貸付人が借入人に対する貸付債権を第三者に譲渡する場合があることを予め承諾するとともに、貸付人の要請により貸付債権の譲渡等についての承諾書に合理的な範囲で署名又は記名・捺印するものとします。
- 2 借入人は、貸付人が、前項に必要な範囲で、債権の譲受人に対し、借入人の個人情報ないし法人情報を提供する場合があることを、予め承諾するものとします。
- 3 借入人は、本貸付契約に基づき発生する権利を、貸付人の事前の書面による同意を得ることなく、譲渡し又はこれにつき担保権を設定する等一切の処分をしてはならないものとします。また、借入人は、貸付人の事前の書面による同意を得ることなく、本件債務を第三者に引き受けさせてはならないものとします。

第15条（通知）

借入人及び保証人に対する通知その他の連絡は、全て書面、電子メール又はホームページ上の表示の方法によるものとし、書面による場合は、別途指定する宛先に持参するか、又は内容証明郵便、書留郵便若しくはファクシミリにて送付するものとします。

第16条（届出事項の変更）

- 1 氏名、商号、住所、本店所在地その他届出事項に変更があった場合には、借入人及び保証人は、直ちに書面又はホームページ上の入力によって貸付人に対して届出をするものとします。

2 前項の届出を怠ったために、貸付人からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなすものとします。

第17条（修正・変更）

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更されることがあります。本約款が改訂された場合、貸付人は遅滞なくホームページ上に掲載するものとし、同掲載後に借入人が本貸付契約を締結した場合には、その改訂に同意したものとします。

第18条（免責事項）

貸付人は、次の各号から生じる事由から、借入人及び保証人に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとします。

- (1) 借入人のパスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (2) 貸付人に故意又は重大な過失ある場合を除き、匿名組合員、借入人、貸付人又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（募集手続に使用する電子取引システムを含みます。）の故障、誤作動又は悪用
- (3) 借入人及び保証人の貸付契約及び保証契約申込みに関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の行使

第19条（連帯保証）

- 1 保証人は、この契約書の各条項を承認のうえ、借入人が本貸付契約によって負担する一切の債務について、借入人と連帯して、その完全な履行を保証し、貸付人がその都合によって担保若しくは他の保証を変更、解除しても免責の主張及び損害賠償の請求をしません。
- 2 保証人は、借入人の貸付人に対するすべての債務が完済されるまで、貸付人の権利に代位しません。
- 3 保証人は、貸付人から本件債務について本保証契約に基づく請求を受けたときは、直ちに甲に対して支払わなければなりません。
- 4 保証人は、借入人に弁済の資力があり、かつ、これに対する強制執行が容易であることを証明しても、貸付人からの執行を拒むことはできません。
- 5 本契約に基づく連帯保証債務の整理について、2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（公表後の改定内容を含み、以下「ガイドライン」という。）が適用される場合には、貸付人は、ガイドラインに基づく適切な対応を誠実に実施するものとします。

第20条（電子交付に関する特約）

- 1 電子交付とは、貸付人がその他の関係法令等に基づき借入人等へ交付すべき各種の書面

を紙媒体に変えてインターネットを通じて交付（以下「電子交付」といいます。）することをいいます。

- 2 貸付人は、借入人及び保証人が、本特約を承諾することを条件として、電子交付を行います。
- 3 電子交付の対象となる書面は、以下のとおりです。
 - (1) 貸金業法第 16 条の 2 各項に基づく契約締結前交付書面
 - (2) 貸金業法第 17 条各項に基づく契約関係書面
 - (3) 貸金業法第 18 条各項に基づく領収書(受領証書)
- 4 電子交付の方法は、交付すべき書面を PDF のファイル形式で添付し、借入人及び保証人がそれぞれ貸付人に届け出たメールアドレス宛てに電子メールにて送信する方法とします。
- 5 借入人及び保証人は、電子交付に関して以下の点に同意するものとします。
 - (1) 登録可能なメールアドレスは、PDF のファイル形式が閲覧及び印刷可能な端末のメールアドレスに限ること。
 - (2) 登録されたメールアドレスは、電子交付のほか、貸付人からの事務連絡及び案内の目的で利用されること。
 - (3) 法令の変更・監督官庁の指示、その他貸付人が必要と認めた場合には、電子交付に変えて紙媒体による交付を行うこと。
 - (4) 借入人が、別途、事務担当者及び担当者のメールアドレスを貸付人に届け出た場合、貸付人は、当該メールアドレスを借入人が届け出たメールアドレスとして取り扱い、電子交付を行うこと。
- 6 借入人及び保証人は、貸付人に申し出ることにより、電子交付を行うことについての承諾を取消することができます。その場合、貸付人は、交付すべき書面を電子交付に代えて、借入人及び保証人から申告を受けた住所に宛てて、紙媒体にて交付します。

第21条（準拠法）

本約款、本貸付契約及び本保証契約は日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

第22条（裁判管轄）

本約款、個別の本貸付契約及び本保証契約に起因し又は関連する一切の事項につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。